

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 下条米川飯田線
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯田市下久堅下虎岩16番の1地先から 飯田市下久堅下虎岩5番の1地先まで	旧	8.0~38.0 m	0.2325 km
同 上	新	14.0~68.6	0.2160

道路維持課

長野県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

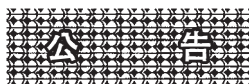
その関係図面は、告示の日から平成15年12月10日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年11月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路線名 下条米川飯田線
2 供用を開始する区間
飯田市下久堅下虎岩16番の1地先から
飯田市下久堅下虎岩5番の1地先まで
3 供用を開始する期日 平成15年11月27日

道路維持課



公告

上伊那郡辰野町における県営辰野地区雨沢換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成15年10月24日行いました。

平成15年11月25日

長野県知事 田 中 康 夫

農村整備課

公告

茅野市における県営槻木地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年11月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 縦覧に供する書類
県営槻木地区土地改良事業換地計画書の写し
2 縦覧の期間
平成15年11月26日から12月24日まで

- 3 縦覧の場所
茅野市役所

農村整備課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年11月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 駒ヶ根店
駒ヶ根市赤穂14637-1 ほか
2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
㈱エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
㈱三洋堂書店
愛知県名古屋市中区区川名山町1-74
3 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
㈱エス・エス・ブイ	午前9時	午後9時
㈱三洋堂書店	午前10時	午前0時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
㈱エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時
㈱三洋堂書店	午前10時	午前0時

- 4 変更する年月日

- 平成15年11月20日
- 5 届出年月日
平成15年11月7日
 - 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課
 - 7 縦覧の期間
平成15年11月25日から平成16年3月25日まで
 - 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
 - 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年11月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 諏訪湖南店
諏訪市湖南南真志野3585-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後9時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
①-1	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後10時30分まで
①-2		
①-3		

- 4 変更する年月日
平成15年11月15日

- 5 届出年月日
平成15年11月10日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年11月25日から平成16年3月25日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年11月25日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 上田東店
上田市常田3-300-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
上田蚕種協業組合
上田市常田3-4-57
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前10時 (年間60日 午前9時)	午後9時
(有)りき	午前10時	午後9時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後11時
(有)りき	午前10時	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
No.1	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後11時30分まで

- 4 変更年月日

平成15年11月22日

5 届出年月日

平成15年11月11日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県上小地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年11月25日から平成16年3月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年11月25日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

諏訪ステーションパーク1

諏訪市沖田町13-6ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)十字屋

東京都台東区柳橋2-20-11

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 6,578㎡

(変更後) 6,511㎡

4 変更する年月日

平成14年12月19日

5 届出年月日

平成15年11月10日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県諏訪地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年11月25日から平成16年3月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年11月25日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

諏訪ステーションパーク2

茅野市中沖11-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)十字屋

東京都台東区柳橋2-20-11

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 8,563㎡

(変更後) 7,203㎡

4 変更する年月日

平成14年12月19日

5 届出年月日

平成15年11月10日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県諏訪地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年11月25日から平成16年3月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日
付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成15年11月25日

長野県公営企業管理者 古林弘充

名称	所在地	指定年月日
上田原設備	上田市大字上田原1237番地34	平成15年11月19日

水道課